

(意見書案第1号)

## 二次医療圏の設定に関する意見書

国が設置した「医療計画の見直し等に関する検討会」では、第7次医療計画の「医療計画作成指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に意見の取りまとめが行われた。

その「意見のとりまとめ」の中で、二次医療圏の設定については、「人口規模が20万人未満であり、且つ、二次医療圏内の流入入院患者割合が20%未満、流出入院患者割合が20%以上となっている二次医療圏については、入院医療を提供する区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することとする。」とされている。

広域分散型で人口減少や高齢化が進行する北海道において、人口要件を絶対的なものとして二次医療圏を見直すことは、広大な医療圏を設定せざるを得ないこととなり、二次医療圏に求められる機能を考慮すると、実情にそぐわないものである。

よって、国においては、二次医療圏の見直しに当たっては、人口規模だけではなく、面積や自然環境等の地理的条件、交通事情等の社会的条件を踏まえて検討することとし、都道府県の自主的な判断に基づく柔軟な取り扱いが可能となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛